

連絡先

▶ 京都木材規格材の入手方法、認定事業体の登録方法など

■ 一般社団法人京都府木材組合連合会
TEL : 075-802-2991 FAX : 075-811-2593

▶ 京都木材規格(制度)の改善提案など

■ 京都府産木材利用推進協議会
E-mail : info@kyomokuren.or.jp



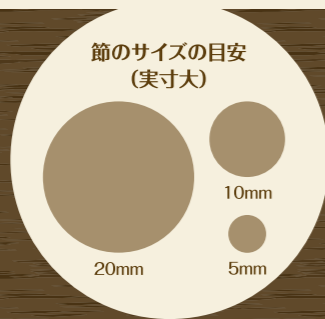
京都木材規格

Kyoto Timber Standard

節の等級区分

並

長径が木口の長辺の70%以下であること。



小節

20mm(生き節以外の節にあっては、10mm) 以下であって、かつ、材長が2m未満のものにあっては5個以内、材長が2m以上のものにあっては6個(木口の長辺が210mm以上のものにあっては、8個)以内であること。

上小節

節の長径が10mm(生き節以外の節にあっては、5mm) 以下であって、かつ、材長が2m未満のものにあっては3個以内、材長が2m以上のものにあっては4個(木口の長辺が210mm以上のものにあっては、6個)以内であること。

無節

節が無いこと



※ 材面の色合いは節の等級区分とは関係ありません